

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る執行経費については、その事務の性質から地方自治体に負担が生じることがないように、また、適切な選挙執行が行なえるよう、適正な基本額の設定を行うとともに、所要額を適切に確保し措置すること。
2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。